

## 【資料4・5】

鹿児島海区  
漁業調整委員会資料  
令和7年11月25日

### 【議題4】

知事許可漁業の制限措置等見直しに係る対応方針  
について（協議）

### 【議題5】

漁業許可等に関する取扱方針について（協議）



## 知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

### 1 背景

2023年漁業センサスでは、本県の漁業就業者数は5,000人を下回り、知事許可漁業の許可件数も25年間で約6割減少し、漁船漁業の衰退は極めて顕著。漁業生産力の低下は、漁村・漁協の衰退に直結しており、本県の漁船漁業は危機的な状況に陥っている。

これらの状況を踏まえ、主力漁業者の生業の存続や稼ぐ力の向上を図るために、資源管理を推進するとともに、知事許可漁業の制限措置（操業区域や漁業時期等）や条件（以下「制限措置等」）の見直しも進める必要がある。

### 2 これまでの経緯

令和7年3月 漁協、漁船漁業業者会等に対して、要望調査を通知  
5月 漁協、業者会から要望提出  
6月 鹿児島海区委へ提出された要望内容を報告  
～8月 要望者へヒアリング、要望内容の整理  
鹿児島海区委へ取りまとめた要望を報告  
～11月 取りまとめた要望の精査と、対応方針の検討（今回海区委にて協議）

### 3 対応方針（案）

#### （1）制限措置等の変更を伴う要望に対する基本的な考え方について

- ① 検討の対象は、TAC魚種が漁獲の多くを占める漁業種類<sup>※1</sup>又は資源管理協定が締結<sup>※2</sup>されていることを前提とする。
- 〔  
※1 イワシ類:中型まき網、棒受網等、マダイ:ごち網等  
※2 県内漁協では小型エビ類（小型機船底びき網）、月日貝等  
〕
- ② 今後の対応を検討するにあたり、まずは試験操業を実施し、漁業調整上の課題や操業状況について確認する。
- ③ ただし、既に漁業調整が整っていることが確認できた要望案件は、許可内容を変更する。
- ④ 現行制度において対応できる要望は、速やかに事務手続等の指導を行う。
- ⑤ TAC魚種が漁獲の多くを占める漁業種類の船舶総トン数の制限は撤廃する。
- ⑥ 「主機馬力制限」及び「船舶総トン数」の両方に制限がある漁業種類は、漁船の規模以上の主機の搭載はできないため、主機馬力制限を撤廃する。

## (2) 試験操業の基本的な考え方について

- ・個人毎の「特別採捕許可」に基づき実施する。なお、操業区域の変更や禁漁期の変更（ごち網漁業）に関する試験操業については、操業位置を明確にし、適正な操業の遵守が求められることから、AISの設置及び常時作動を条件とする。
- ・試験操業の実施期間は1年以内とし、試験操業結果を踏まえて、本許可に移行するか否か、鹿児島海区漁業調整委員会に協議することとする。
- ・漁業調整上の課題や操業状況について継続して確認する必要がある場合は、改めて特別採捕許可を行い、試験操業を継続する。
- ・試験操業中に漁業関係法令違反が発覚した場合は、違反者の試験操業を中断する。

## 4 対応方針の検討方法について

- ①本日の委員会において、先ずは上記の対応方針（案）について示した基本的な考え方について確認。
- ②本日の委員会において、これから示す漁業種類毎の対応方針（案）の議論を行い、論点や課題を整理。
- ③整理した論点や課題をもとに、利害関係者の意見を聞く。  
具体的には、「対応方針」、「試験操業の概要」について、パブコメを実施  
※ パブコメ実施通知文を漁協送付
- ④海区委やパブコメで意見があった案件は、必要性応じてヒアリングなど個別に対応。結果について、海区委へ報告後、公表（R8年1月以降）。
- ⑤対応方針の再検討が必要なものについて、以降の委員会において再協議し、対応方針を策定する。  
なお、②、③で特段の意見が無いものについては、試験操業等の対応を進める（R8年2月以降）。  
業種類毎の対応方針の再検討が必要なものは、海区委との協議が整い次第、試験操の対応を進める

## 5 今後のスケジュールについて

- 令和7年11月 鹿児島海区委へ対応方針（案）について協議  
令和8年 1月 鹿児島海区委へパブコメ結果の報告  
3月 鹿児島海区委へ対応方針について再協議

# 中型まき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

過去設置した大型魚礁における操業禁止区域の見直し。

## 2. 背景・理由

- ・魚礁設置から経年劣化が進んでおり、中心位置の確認が難しい。
- ・設置位置に魚礁があるのかはっきりせず、曖昧になっている。

## 3. 対応方針 ①資源管理

条件を変更し、禁止区域を解除する。

## 4. 考え方

平成8年以降の魚礁は事業計画の便益算定に、まき網漁業の水揚げ金額が用いられ、利用を想定した計画となっている理由から操業が可能としている。

禁止対象魚礁(H7以前設置)は、便益算定にまき網漁業が入れておらず、操業上の制限があったが、全て耐用年数(30年)を経過している現状においては制限を行う理由がないため。



出典:県漁連HP

定義:総トン数5~40トン未満の船舶によるまき網漁業  
主な地域:鹿児島・熊毛海域(阿久根漁港、枕崎漁港等)

### 現行の条件(抜粋)

大型魚礁(県が、大型魚礁設置事業、人工礁漁場造成事業及び広域漁場整備事業により整備した、造成規模が2,500空m<sup>3</sup>以上の沈設型魚礁をいう。)の設置個所の中心から、半径1,000メートルの円によって囲まれた海域。

ただし、この規程は別表1(※)に定める大型魚礁には適用しない。

※別表1とは平成8年以降に設置した魚礁一覧

# 小型まき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

小型まき網漁業等の許可等取扱方針の見直し。  
(2まきから1そうまきへの変更)

## 2. 背景・理由

操業方法を見直し、船団のスリム化による省人化  
と経費削減に取り組みたい。



出典:県漁連HP

定義:総トン数5トン未満の船舶によるまき網漁業  
主な地域:鹿児島湾(垂水市)

## 3. 対応方針 ①資源管理 ④現行制度対応

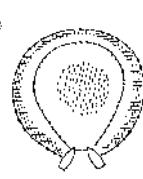
1そうまきの新規許可を行う。

## 4. 考え方

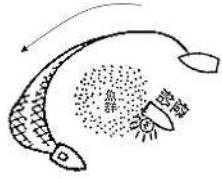
現地確認等を行い、操業形態が1そうまきであることを確認したため、新規許可を行う。  
なお、許可等取扱方針の変更は不要。



2そうまき漁業



1そうまき漁業



1そうまき漁業

# 小型機船底びき網漁業(力コ鮓)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

操業区域の拡大(下鮓島西側の区域拡大)

## 2. 背景・理由

現行の操業区域は漁場となる水深300mを基準とした操業区域であるが、要望する区域は基準に合致するものの漏れているため見直してほしい。

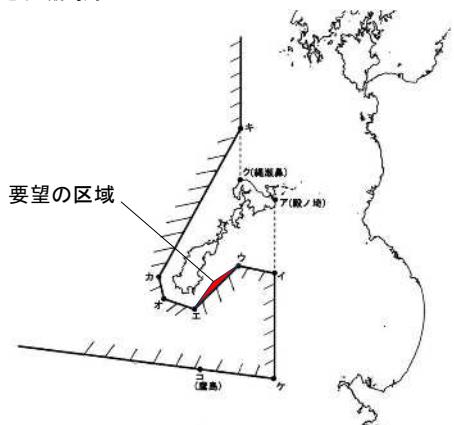
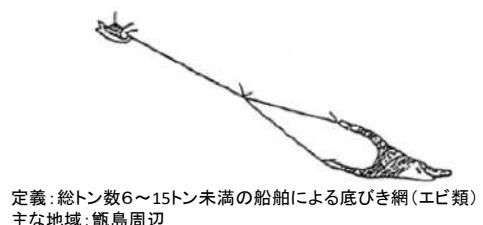
## 3. 対応方針 ①資源管理 ④現行制度対応

区域拡大を認め、変更の許可を行う。

## 4. 考え方

H30に調整が図られていた案件。

現時点で関係者の了解も得られている(鮓島漁協、北さつま漁協、県漁協野間池支所)。



# 小型機船底びき網漁業(力コ自貝)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- ・産卵期を踏まえた禁漁期(年2回程度)の検討
- ・操業区域の縮小

## 2. 背景・理由

- ・月日貝PR効果による消費者の購買意欲と商品価値の増大、安定供給
- ・地球温暖化の影響と思われる、日中・海水温度の上昇
- ・燃油・資材の高騰による操業時間の効率化

## 3. 対応方針 ①資源管理

資源管理に資する要望であり、資源管理協定の締結に向けて議論を促す。

## 4. 考え方

従来より、業者会を設置し、資源管理の横展開を図るよう県は求めているところ。先ずは関係漁業者による議論や取組みを踏まえて、資源管理協定の締結を進めるよう促す。



# ごち網漁業(八代海域)①

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 操業区域(黒之瀬戸大橋以北に)を拡大してほしい。
- (2) ひき綱(ロープ長)の長さを長くしてほしい(現状片方500m)。
- (3) 袋綱目合いを9節から10節に変更してほしい。
- (4) グランドロープが使用できるようにしてほしい。
- (5) 夜明け前の操業ができるようにしてほしい。



定義: 総トン数5トン未満のごち網

## 2. 背景・理由

- ・水深が深い場所があり、今のひき綱の長さでは操業が難しい
- ・今後もごち網漁業で生計を立てていきたい



# ごち網漁業(八代海域)②

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 3. 対応方針 ①TAC魚種 ①資源管理 ②試験操業

- (1) 操業区域(黒之瀬戸大橋以北に)を拡大してほしい。
- (2) ひき綱(ロープ長)の長さを長くしてほしい(現状片方500m)。
- (3) 袋綱目合いを9節から10節に変更してほしい。
- (4) グランドロープが使用できるようにしてほしい。
- (5) 夜明け前の操業ができるようにしてほしい。

→ (1)～(3)検討を継続する。

→ (4)変更しない。

→ (5)操業開始を「日の出30分前」として試験操業を実施し、  
操業や漁獲の状況変化を確認や他漁業への影響等を確認する。

## 4. 考え方

- (1) 長島海峡は狭く、他漁業の利用も多い海域であり、周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認したうえで更に試験操業が必要。
- (2) 船のトン数の制限があり、際限なくロープの搭載はできないため、漁業者の操業スタイルに合せた効率的な操業体制の整備は検討を進める必要。  
ロープ長については800mを上限として県下で統一する等の検討が必要。
- (3) 目合いの縮小は、資源保護の観点から困難。また、関係者の理解も得難い。
- (4) 操業形態が底びき網漁業となるため、使用を認めることはできない。
- (5) 関東方面への出荷時間等、流通面の制約があるため、冬場の操業時間の確保が必要。

# ごち網漁業(北薩海域)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 禁漁期間(1~3月)を見直し、他地域同様、周年としてほしい。
- (2) 操業区域を拡大してほしい。(左図の「ア」と「イ」)
- (3) ひき綱(ロープ長)の長さを長くしてほしい(現状片方600m)。

## 2. 背景・理由

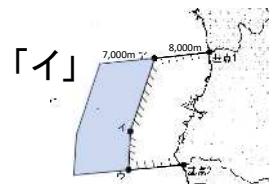
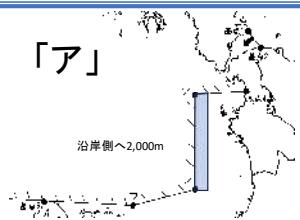
- ・燃油、資材の高騰、魚価安で赤字経営が続いている。
- ・魚価も安定している3月から操業開始し、漁業経営を安定させたい。

## 3. 対応方針 ①TAC魚種 ①資源管理 ②試験操業

- (1) 及び(2)の図イ → 試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認。
- (2)の図ア及び(3) → 検討を継続する。

## 4. 考え方

- (1) 禁漁期は、西薩海域など他海域では定められていないため同様の取扱とする。
- (2) 沿岸域方向への区域拡大は周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認したうえで、更に試験操業が必要。
- (3) (八代海要望と同様)



# ごち網漁業(西薩海域)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 沖合い操業区域の部分的な拡大。
- (2) 距岸2,000m以内の操業禁止撤廃や久多島沖側半分の解除。
- (3) 距岸2,000m以内を操業区域としたい(代わりに沖合の操業区域を返上)。

## 2. 背景・理由

- ・仲買人減少と帰港時間(出荷時間)による魚価・漁獲量への影響
- ・燃油・資材の高騰による操業効率化のため。
- ・川港のため、潮の干満により漁船出入港時間が制限される。

## 3. 対応方針 ①TAC魚種 ①資源管理 ②試験操業

- ・複雑化した操業区域を整理し、沖合を含め試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認する。
- ・距岸2,000m以内については、漁協内で十分に調整を図った後に試験操業を実施する。
- ・久多島沖半分の解除については、検討を継続する。

## 4. 考え方

- ・周辺漁協・漁業者への影響等を試験操業で確認する必要。



# 機船船びき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 獅子島沖合いの公海海域での操業
- (2) 操業区域拡大(川内川より北-10,000m)
- (3) 馬力制限の見直し(60馬力から90馬力へ)

## 2. 背景・理由

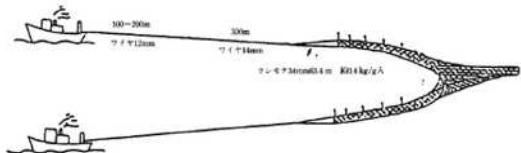
- (1) 現在の操業区域(共同漁業権内)では潮が早く、操業機会が十分ではない。
- (2) 60馬力のエンジンは生産中止。

## 3. 対応方針 ①資源管理 ②試験操業 ⑥制限撤廃

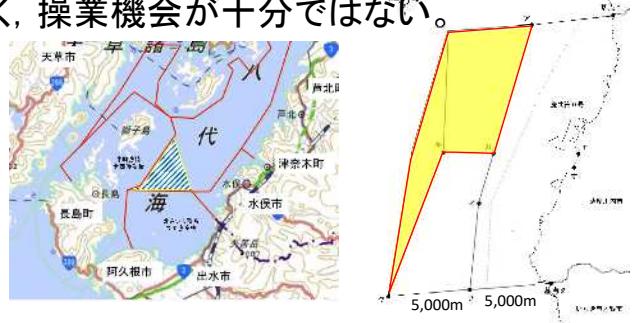
- (1) 既に試験操業を実施中。
- (2) 検討を継続する。
- (3) 許可等取扱方針を改正する。

## 4. 考え方

- (2) 周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認したうえで、更に試験操業が必要。
- (3) 「主機馬力制限」及び「船舶総トン数」の両方に制限がある漁業種類については、船の規模以上の主機の搭載は現実的にできないため、撤廃することとする。



定義:船舶による船びき網(シラス類)  
主な地域:北薩、西薩、志布志湾海域



# 敷網漁業(棒受網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 操業区域拡大(野間岬灯台から鷹島を見通す線以北)
- (2) トン数制限(総トン数10トン未満)の撤廃

## 2. 背景・理由

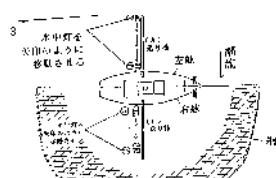
- (1) 海水温の上昇や潮流の変化により、漁場が変化している。
- (2) イワシ類のTACによる資源管理が進むなか、総トン数規制を撤廃し、安全に操業したい。

## 3. 対応方針 ①TAC魚種 ②試験操業 ⑤制限撤廃

- (1) 試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認する。
- (2) 総トン数の制限を撤廃する。

## 4. 考え方

- (1) 周辺漁協・漁業者への影響等を試験操業により確認する必要。
- (2) 棒受網漁業はTAC魚種であるイワシ類が漁獲の多くを占め、漁獲量で管理されていることから、制限を撤廃。



定義:総トン数10トン未満による棒受網  
主な地域:北薩海域等

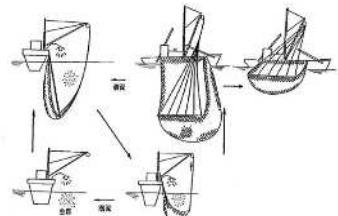


# すくい網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) すくい網漁業と棒受網漁業の許可を統一(操業区域拡大)
  - ・野間岬灯台から鷹島を見通す線以北
  - ・きびなご保護区の設定や、きびなごを漁獲しない目合い、漁期の設定
- (2) 総トン数制限(総トン数10トン未満)の撤廃。



定義: 総トン数10トン未満によるすくい網  
主な地域: 北薩海域等

## 2. 背景・理由

- (1) 海水温の上昇や潮流の変化により、漁場が変化している。
- (2) イワシ類のTACによる資源管理が進むなか、総トン数規制を撤廃し、安全に操業したい。



## 3. 対応方針 ① TAC魚種 ② 試験操業 ⑤ 制限撤廃

- (1) 試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認する。
- (2) 総トン数の制限を撤廃する。

## 4. 考え方

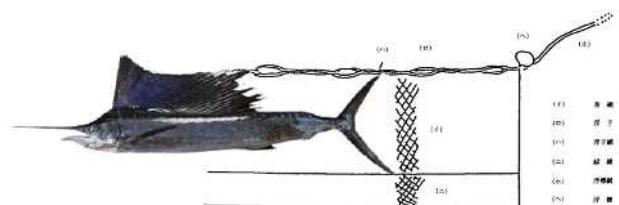
- (1) イワシ類を漁獲することは棒受網漁業と同様であり、操業形態も類似。周辺漁協・漁業者への影響等を確認するため試験操業が必要(目合いや漁期も含めて確認が必要)。
- (2) 棒受網漁業同様、TAC管理されていることから、制限を撤廃。

# 刺し網漁業(かじき流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- ・甑島西側での操業



定義: 刺し網漁業(固定式刺し網除く)(バショウカジキ等)  
主な地域: 西薩海域、甑島周辺等

## 2. 背景・理由

- ・カジキ流し網漁業者の減少
- ・燃油・資材の高騰による操業時間の効率化

## 3. 対応方針 ④ 現行制度対応

- 現許可において明確な制限はない。  
より明確となるよう操業区域の表現を見直すこととする。

## 4. 考え方

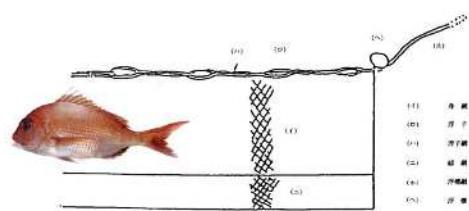
- 許可等取扱方針では、「地元漁協が承認した共同漁業権区域及びその地先海域」と規定されており、上記対応方針に則した表現に改める。

# 刺し網漁業(まだい・いさき流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

まだい・いさき流し網漁業の許可を受けたい。



定義:刺し網漁業(固定式刺し網除く)(マダイ・イサキ等)  
主な地域:甑島周辺等

## 2. 背景・理由

- ・きびなご流し網漁業において、マダイやイサキ等が集まり、きびなごを散らし、操業に支障があるため
- ・マダイやイサキを漁獲しつつ、きびなご流し網を操業することで、漁獲の向上と収入の増加を図り、経営の安定につなげたい。

## 3. 対応方針 ①TAC魚種 ②試験操業

共同漁業権内における試験操業により操業や漁獲の状況変化を確認や他漁業への影響等を確認する。

## 4. 考え方

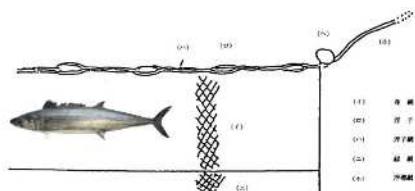
マダイはTAC魚種であることから、試験操業により、影響等を確認することとする。  
なお、甑島においては、共同漁業権内ののみが操業区域であり、同様の取扱とする。

# 刺し網漁業(さわら流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

志布志湾での禁漁期間(5~9月)を見直し、周年としてほしい。



定義:刺し網漁業(固定式刺し網除く)(サワラ・タチウオ等)  
主な地域:志布志湾、(西薩海域等)

## 2. 背景・理由

- ・高齢化や漁業就業者の減少。
- ・海洋環境の変化により、漁獲される時期に変化が生じている。

## 3. 対応方針 ①資源管理 ②試験操業

試験操業により操業や漁獲の状況変化を確認や他漁業への影響等を確認する。

## 4. 考え方

現状、周辺漁協への聞き取りでは、小型底びき網漁業や定置網漁業への特段の支障はなく、他漁業への影響はないと思われるが、試験操業により、影響等を確認することとする。

## 1. 要望内容

網目の制限の見直し(目合い5寸の解除)

## 2. 背景・理由

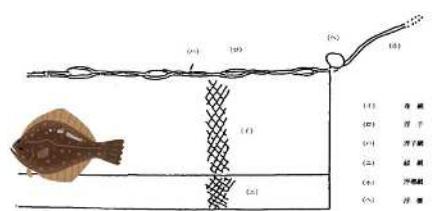
近年、資源が増えてきたイシダイを効率的に漁獲したいため。

## 3. 対応方針 ①資源管理 ④現行制度対応

雑魚建網漁業の範疇であり、同漁業の許可を申請するよう指導する。

## 4. 考え方

特になし。



定義:刺し網漁業(固定式刺し網除く)(ヒラメ等)  
主な地域:北薩海域、西薩海域、南薩海域、鹿児島湾